

全国一斉 『高齢者・障がい者の人権あんしん相談』強化週間

9月5日から9月11日は全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間です。高齢や障がいであることなどを理由にいじめや嫌がらせを受けている方、周りでそういったことを見聞きしたという方は、ひとりで悩まずご相談ください。法務局の職員や人権擁護委員が電話で相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守されますのでお気軽にご相談ください。

ゼロゼロみんなのひやくとうばん
電話番号 0570-003-110

【期間】 平成28年9月5日（月）～9月11日（日）
 【時間】 午前8時30分～午後7時
 ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時
 【主催】 松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会
 【お問い合わせ先】 役場町民課 町民グループ
 有線 31-5105 電話 54-2510



人権イメージキャラクター
 人KENまもる君&人KENあゆみちゃん

◆◆平成28年度宝くじコミュニティ助成事業◆◆ コミュニティ活動に必要な備品が整備されました

宝くじコミュニティ助成事業は、宝くじの収入を財源とし、地域のコミュニティの健全な発展を図るためのもので、（財）自治総合センターが宝くじの社会貢献事業の一環として行っています。今年度、助成事業により布勢地区中村自治会に除雪作業用器具が導入されました。なお、コミュニティ助成事業には、次の事業があります。



▲導入した除雪作業用器具
 （布勢地区 中村自治会）

- ①一般コミュニティ助成事業
- ②コミュニティセンター助成事業
- ③地域防災組織育成助成事業
- ④青少年健全育成助成事業
- ⑤地域の芸術環境づくり助成事業
- ⑥地域国際化推進助成事業
- ⑦活力ある地域づくり助成事業



【お問い合わせ先】
 役場 総務課総務グループ
 有線：31-5229
 NTT：54-2505

農業委員だより

お問い合わせ先：奥出雲町農業委員会事務局 ☎54-2514

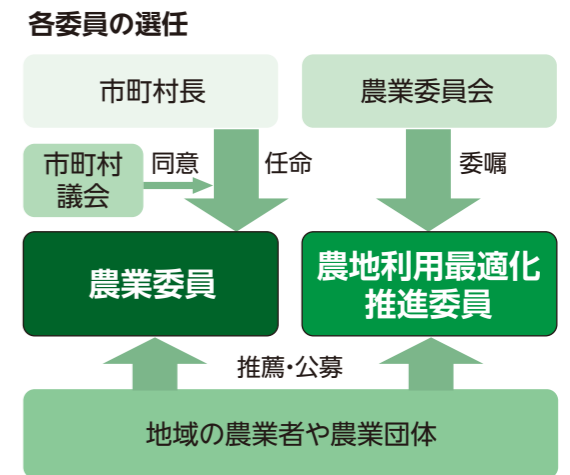
平成27年8月28日に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立し、農委法が改正されました。制度改正のポイントは次のとおりです。

1 農業委員の選出方法が変わります

1 公選制から地域推薦・公募に

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります（農委法第8条）。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務づけられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています（農委法第9条）。



2 認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を

区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます（農委法第8条第5項、第6項）。

3 女性や青年の登用促進を

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています（農委法第8条第7項）。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

※ 改正法の公布後は現行制度に基づく選挙の告示は行われません。また、改正後の施行は平成28年4月1日で、施行時に在任している農業委員は、任期満了まで引き続いて農業委員としての職務を行います。

2 農地利用最適化推進委員が設置されます

1 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。ただし、すでに農地利用の効率化・高度化が相当程度進んでいるなど政令で定める基準に該当する場合は除きます（農委法第17条第1項）。

農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をまとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

2 推進委員は農業委員会の総会、部会に出席し意見を述べるすることができます

農業委員会の総会、部会は推進委員に対して担当地域における活動の報告をもとめることができ、推進委員も総会、部会に出席して意見を述べるすることができます（農委法第29条）。

農地等の利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が一体化に連携しあって取り組むことが欠かせません。